

第3回川口市男女共同参画推進委員会

平成29年10月26日（木）10時00分

川口市議会 第3委員会室

次 第

1 開 会

2 協議事項

(1) 前回の確認事項について

(2) 第2次川口市男女共同参画計画改訂（案）について

ア 第1章 計画の趣旨

イ 第2章 計画の基本的な考え方

3 報告事項

(1) 平成28年度版川口市男女共同参画年次報告書について

4 その他

5 閉 会

配布資料一覧

資料No.1	前回の確認事項	1
資料No.2	第2次川口市男女共同参画計画改訂（案）	3

別添資料1 平成28年度版川口市男女共同参画年次報告書

《変更前》

☆ 推進指標 ☆

川口市立医療センターにおける女性外来の受診者数		
現状値（平成 <u>28</u> <u>23</u> 年度） <u>1</u> <u>42</u> 人	⇒	目標値（平成 <u>33</u> <u>28</u> 年度） <u>15</u> <u>120</u> 人
保健センターにおける女性向けの健康教室の受講者数		
現状値（平成 <u>28</u> <u>23</u> 年度） <u>111</u> <u>27</u> 人	⇒	目標値（平成 <u>33</u> <u>28</u> 年度） 130人

《変更後》

☆ 推進指標 ☆

健康寿命		
現状値（平成27年度） 男性16.51年 女性19.58年	⇒	目標値（平成33年度） 男性17.63年 女性20.26年

※指標説明

65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間（「要介護2」以上になるまでの期間）。

※目標値

県の目標値を参考に設定しました。

1 計画改訂策定の背景

男女共同参画の実現を目指す取り組みは、国際社会の抱える重要な課題のひとつとして国際連合を中心に世界的に推進されてきました。

わが国においては、昭和50（1975）年の国際婦人年*を契機として「男女雇用機会均等法*」の制定など国内法の整備が進み、平成11（1999）年には「男女共同参画社会基本法*」を制定しました。また、具体的な施策の方向性を「男女共同参画基本計画*」に示して取り組みを進めており、平成27年12月に「第4次男女共同参画計画」を閣議決定したほか、同年8月には女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法*）」が成立しました。

本市においても、平成13（2001）年に「川口市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に推進を図ってきましたが、平成24（2012）年により一層男女の人権が尊重された社会を目指すための「川口市男女共同参画推進条例*」を制定したことから、平成25年には同条例の趣旨に則した「第2次川口市男女共同参画計画」を策定しました。

これらの取り組みにも関わらず、平成28（2016）年に実施した市民意識調査の結果では、性別による固定的役割分担意識*が未だに根強く存在し、社会のさまざまな分野で男女の不平等感があることが見受けられます。このような意識を払拭し、男女がともに活躍できる社会をつくるためにも、家庭や職場、地域などあらゆる場での男女共同参画の推進、長時間労働の是正や子育て・介護との両立に対応する多様な働き方の整備、政策・方針決定過程への女性の参画促進等が重要であり、配偶者からの暴力（DV）の顕在化や女性の貧困など、多くの課題も残されています。

こうした経緯を踏まえつつ、平成29年度が「第2次川口市男女共同参画計画」の計画期間の中間年にあたることから、社会情勢の変化や各種法令及び制度の改正など新たな状況と課題に対応するため、計画の見直しを行うものです。

~~男女共同参画を目指す取り組みは、国際社会の抱える重要な課題のひとつとして、国際連合を中心に世界的に推進されてきました。~~

~~国においても昭和50（1975）年の国際婦人年*以降、法整備も進み、平成11（1999）年には「男女共同参画社会基本法*」を制定し、具体的な取り組みの施策を「男女共同参画基本計画*」に示し推進しています。~~

~~埼玉県においては平成19（2007）年に「埼玉県男女共同参画推進プラン」を見直し、さらに平成24（2012）年7月には、東日本大震災からの復興など、男女共同参画の新たな視点からの課題などに対応するため「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、変化する社会の状況に対応させた取り組みの充実を図っています。~~

~~本市においても、平成13（2001）年に策定した「川口市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に推進を図ってきました~~

~~が、計画期間の中間年である平成20（2008）年には、施策のさらなる推進を図るため、計画の一部見直しを行い、その施策の取り組みに努力を重ねてきました。~~

~~しかしながら、平成23（2011）年に実施した市民意識調査の結果では、性別による固定的役割分担意識*は未だに根強く存在し、社会のさまざまな分野で男女間格差が見られ、女性に対する暴力などの問題も生じています。~~

~~さらに、少子高齢化が加速する中で、子育てや介護に対応する多様な働き方の整備、女性の職場や意思決定への参画促進、男性の長時間労働の抑制や家庭・地域活動への参画促進など、新たな男女共同参画のあり方が求められています。~~

~~「川口市自治基本条例*」が目的とする、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くためには、市民一人ひとりの仕事と生活の調和や、職場を始め地域や家庭等での取り組みも必要です。~~

~~そのような中、男女共同参画社会の形成を重要課題と位置づけ、男女共同参画における基本理念や、市、市民及び事業者それぞれの役割を明確にし、より一層男女の人権が尊重された社会を目指すため「川口市男女共同参画推進条例*」を制定し、平成24（2012）年4月1日に施行したところです。~~

~~こうした経緯を踏まえ「川口市男女共同参画計画」が平成24（2012）年度で終了することから、社会情勢に対応し、本市の男女共同参画施策をより一層推進するため、「第2次川口市男女共同参画計画」を策定するものです。~~

2 計画の性格

(1) この計画は、「男女共同参画社会基本法*」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。とともに、国及び県の関連する法律や条例、計画を勘案して策定しています。

また、この計画で、基本目標Ⅱの課題1から課題4を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法*）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、課題7を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法*）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

(2) この計画は、国及び県の関連する法律や条例、計画を勘案するとともに、「川口市男女共同参画推進条例*」の主旨に則して策定しています。

(3-2) この計画は、「川口市総合計画*」との一体性を持たせるとともに、関連する部門別計画との整合性を図っています。

~~(3) この計画は「川口市男女共同参画推進条例*」の主旨に則して策定しています。~~

(4) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた、本市の基本的な取り組みの方向とその施策を示すものです。

(5) この計画は、「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、川口市男女共同参画推進委員会*及びその他市民の意見等を反映させて策定したものです。

(6) この計画では、課題ごとに体系的な整理を図り、総合的かつ計画的に推進することを考慮しています。ここに示す男女共同参画社会の実現のためには、全庁的な取り組みに努めることはもちろんのこと、市民の理解と参画を広く求めて推進していくものです。

3 計画の期間

~~この計画は、「第2次川口市男女共同参画計画」の後半期である、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間を計画期間とします。この計画の期間を平成25（2013）年度から平成34（2022）年度までの10年間とし、男女共同参画に関する国及び県の取り組みの動向を踏まえ、概ね5年で見直します。~~

3 基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、その基本理念や責務を市・市民・事業者それぞれが理解し、積極的に取組みを進めていくことが必要です。しかしながら、「男女共同参画」という用語や基本的な考え方、推進の必要性が十分に理解されるまでには至っていないのが現状です。

平成28年に実施した市民意識調査の結果によると、「家庭生活」、「職場」、「法律や制度」、「社会通念・慣習」、「政治の場」、「地域活動」など、「学校教育」をのぞくすべての分野において「平等」と感じている人の割合が平成23年度の調査より低い結果となっており、「男は仕事、女は家庭」という考えにも「賛成」または「どちらかといえば賛成」と応えた人の割合が35%を超えていることから、依然として男女の固定的な役割分担意識*が根強く残っていることがわかります。

このような意識のあり方は、女性の就業継続や経済的な自立を妨げ、男性の生活スタイルを仕事中心型にするなど、男女の生き方を固定化し、個人の可能性や選択の幅を狭めてしまうものと言えます。

そのため、行政での取組み、学校、家庭、職場、地域等あらゆる場における教育、メディア等における情報発信などを通し、誰もが性別に捉われることなく個性や能力を発揮できる社会のために、更なる意識啓発を図り、男女共同参画に関する意識の醸成を目指します。

平成11(1999)年6月、国は男女共同参画社会の実現を目指す根拠である「男女共同参画社会基本法*」を制定し、「21世紀はみんなが主役—男女共同参画社会の考え方」と題するリーフレットを作成するなど、啓発活動に力を入れ、男女共同参画の推進体制の整備、取組みの強化に努めてきました。そのリーフレットには「なぜ必要？男女共同参画社会・・・我が国の憲法には個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向け、いろいろな施策が取り組まれてきました。しかし、大事な意思決定の場に女性が加わるができなかったり、男女間の不平等を感じたりすることがまだ多いようです。(後略)」と説明し、「男女共同参画社会づくりは21世紀の日本を決定する最重要課題」と位置づけて、男女を問わずみんなが主役となる社会を目指すことを示しました。

—昭和50(1975)年、国連の提唱による男女平等社会を目指した地球規模の大イベントである国際婦人年*には、国際社会の一員である日本も参加しましたが、その頃から国内の状況は男女平等に向けて次第に変化を示し始め「男女共同参画社会基本法」制定以降、その変化はさらに促進されています。

—川口市においても、この国の方針に沿って、男女共同参画社会の実現に向けて努力

を重ねてきたところです。

しかしながら、平成23（2011）年に実施した市民意識調査によれば、男女が平等になっているという回答は、平成18（2006）年の調査と比較し幾分改善が見られるものの、各分野ごとにばらつきがあり、「家庭生活」30.2%、「職場」18.1%、「学校教育」67.6%、「法律や制度」37.0%、「社会通念・慣習」17.2%、「政治の場」15.3%、「地域活動」42.1%であり、現在においてもなお「男性が優遇されている」という回答が多数を占めています。また、男女の回答を比較すると、女性の方が「男性が優遇されている」と回答する率が上回っています。

これらのことは、日常生活の中で形づくられてきた人々の意識をさらに変えていく必要があることを示すものであり、男女共同参画の視点に立った男女平等社会を目指して積極的に意識啓発を進め、理解を浸透させていく取り組みを必要としています。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

誰もがいきいきと暮らせる豊かで活力ある社会を築くためには、男女が対等な立場で責任を担い、ともに支え合いながら家庭、職場、地域などあらゆる分野で活躍できる環境づくりが必要です。そこで、女性活躍推進に向けた行動計画を「川口市推進計画」として位置づけました。

働く場の環境整備については、法律や制度の面では改善がされてきていますが、依然として男女間格差を感じている人が多く、政策や方針の立案及び決定の場への女性の参画も少ないのが現状です。また、少子高齢化が進む中、男女がともに家族としての責任を担いながら職業生活と家庭生活を両立することが望まれますが、市民意識調査の結果では家事・育児・介護に十分に関われない理由として「仕事が忙しすぎるため」という回答を選択する人が男性で50%近くを占めており、女性でも30%を超えているなど、安心して子どもを産み育て、働き続けることがまだまだ難しい状況にあることが見受けられます。

そのため、男女が社会の対等な構成員として能力を十分に発揮し、家庭生活と職業生活、地域活動との両立を可能とするための支援を整えるとともに、ドメスティック・バイオレンス（DV）や各種ハラスメントを防止し、男女共同参画社会の推進を妨げている暴力を根絶するための基盤整備を推進します。

また、男女の性差に応じ、生涯を通じた健康支援を推進するほか、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れるなど、誰もが安心して暮らせる環境の整備と社会づくりを目指します。

なお、男女共同参画社会は、基本目標Ⅰで推進する「意識づくり」と基本目標Ⅱで目指す「環境づくり」とが相まって実現するものと考えられます。

川口市では、平成13（2001）年10月に「川口市男女共同参画計画」を策定して以来、男女共同参画社会を実現させるために、あらゆる分野への男女共同参画の推進について、種々努力を重ねてきました。その結果は市民意識調査等から読み取れるように、成果が追々と上がりつつあることを確認することができます。

一方、国では、関係法令の制定、改正などを進めるとともに、閣議等により決定された新たな方針を次々と明らかにして、男女共同参画社会を目指す歩みをさらに確かなものにし、加速させようとしています。

そして、平成17（2005）年には、それらを10項目の重点事項に整理し「第2次男女共同参画基本計画」に盛り込み、さまざまな取り組みを進めてきたところですが、平成22（2010）年に策定した「第3次男女共同参画基本計画」では、現行の10項目の重点項目に新たな分野として、①男性、子どもにとっての男女共同参画、②貧困など生活上の困難に直面する男女への支援、③高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備、④科学技術・学術分野における男女共同参画、⑤地域、防災・

~~環境その他の分野における男女共同参画の推進、の5項目を盛り込み、我が国の男女共同参画がより一層加速されるよう実効性のある内容となっています。~~

~~それらは、男女共同参画社会のあるべき姿に対して取り組むべき事項や実現させるべき事項を、新たな観点から網羅的に盛り込み、これからの社会のあり方を一層具体的に明確に示したもので、環境を変えていくことの重要性を指摘していると言えます。~~

~~このことから、今回の本計画の策定に際しては、国が示す、時代に即した新しい方針、項目や内容を考慮し、特に平成23（2011）年3月11日に起きた東日本大震災を受け、新たに防災の視点などを盛り込みました。~~

~~男女共同参画社会は、基本目標Ⅰで推進する「意識づくり」と、基本目標Ⅱで取り組もうとしている「環境づくり」とが相まって実現するものと考えられます。~~

~~男女共同参画社会を目指して、なお一層の努力を重ねていきます。~~